

ご意見をお寄せください

総合計画・基本構想のパブリック・コメントを実施

■計画期間

平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)	平成36年度 (2024年度)	平成37年度 (2025年度)	平成38年度 (2026年度)	平成39年度 (2027年度)	平成40年度 (2028年度)	平成41年度 (2029年度)	平成42年度 (2030年度)
基本構想【目標年次：平成42（2030）年度】											
前期基本計画【目標年次：平成36（2024）年度】						後期基本計画【策定予定：平成36（2024）年度】					

市では、平成42（2030）年に向けたまちづくりの羅針盤となる総合計画を策定しています。総合計画に市民の皆さんの「声」を反映するため、審議会の設置や市民アンケート、ワークショップの開催など、さまざまな取り組みを行っています。

今回はこのうち「基本構想」の概要をお知らせし、素案に対して市民の皆さんからご意見を募集します。

◆基本構想とは

総合計画は「西脇市自治基本条例」によって策定が義務付けられています。計画は「基本構想」、「基本計画」、「行動計画」の3層構造になっています。

このうち基本構想は、本市が目指す将来のまちの姿や、基本的なまちづくりの方向性を示す市の最上位計画に位置付けられるもので、議会の議

決を経て策定されます。

◆計画の期間

基本構想の期間は平成31（2019）年度から平成42（2030）年度までの12年間です。また、分野別のまちづくりの取り組みを示す基本計画の期間は、前期・後期とも6年間としています。

◆計画の構成

基本構想は下の表の項目で構成しています。

◆市の将来像

平成42（2030）年度に向けて、目指すまちの姿を示すのが「市の将来像」です。審議会で将来像を検討し、「つながり はぐくみ 未来織りなす 彩り豊かなまち にしわき」としてしています。

◆基本政策と推進方策

市の将来像を実現するため、

基本構想の構成

- ①西脇市の概要
- ②序論
 - 第1章 第2次総合計画の概要
 - 第2章 本市を取り巻く社会潮流
 - 第3章 本市の概況
 - 第4章 本市の特長
 - 第5章 まちづくりの推進状況
 - 第6章 市民意向
- ③基本構想
 - 第1章 本市の現状と課題
 - 第2章 将来像
 - 第3章 基本政策と推進方策
 - 第4章 総合計画と関連計画との関係
 - 第5章 総合計画の体系図
 - 第6章 基本構想の基本フレーム

4つの基本政策と、その展開を加速させる3つの推進方策（7つの柱）を定めています。3つの推進方策は本市のまちづくりの基盤となるもので、分野を横断して効果を及ぼすものとするものです。

また、分野ごとの施策・事業については、これから策定する基本計画の中で定めます。基本計画についても後日、パブリック・コメントを実施し、市民の皆さんにご意見をお伺いする予定です。

◆基本政策

- * 未来を拓く次世代が育まれるまち
- * 出産や子育ての希望がかない、地域で子どもたちを育み、未来を切り拓ける力が培われるまちを目指します。

4つの基本政策と、その展開を加速させる3つの推進方策（7つの柱）を定めています。3つの推進方策は本市のまちづくりの基盤となるもので、分野を横断して効果を及ぼすものとするものです。

また、分野ごとの施策・事業については、これから策定する基本計画の中で定めます。基本計画についても後日、パブリック・コメントを実施し、市民の皆さんにご意見をお伺いする予定です。

◆戦略的で持続可能な行政経営の推進

施策の選択と集中や、参画と協働の推進によって、質の高い行政サービスを効率的かつ安定的に提供し、市民満足度の向上が図られる行政経営を目指します。

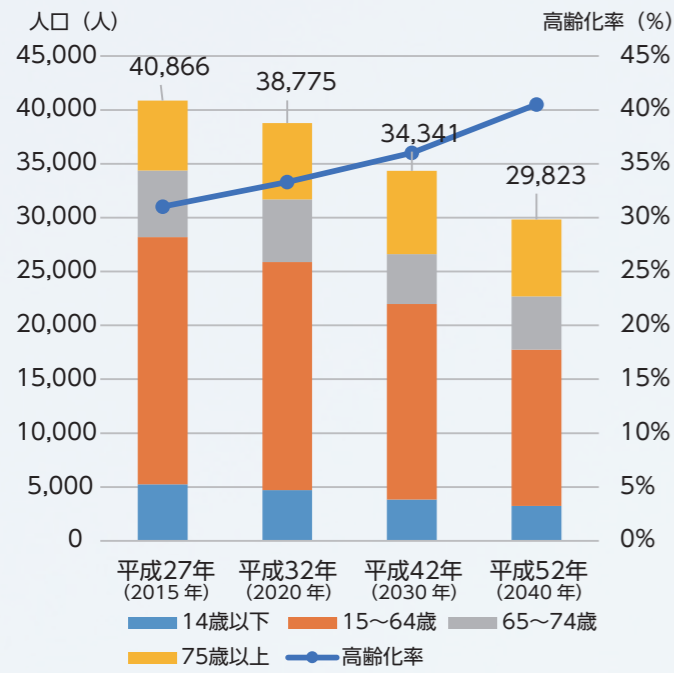
◆推計人口

国の推計を踏まえ、平成42（2030）年には35,000人を下回り、高齢化率は36%まで上昇すると見込んでいます。

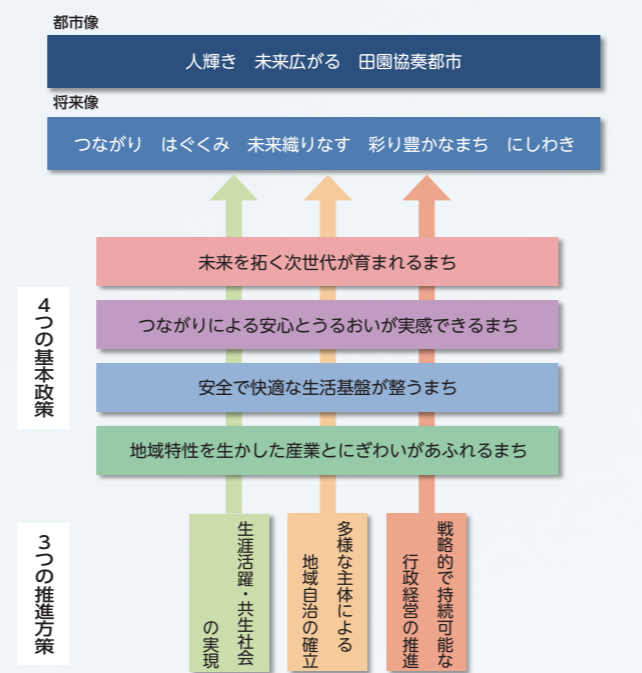
◆問合せ

次世代創生課（市役所内線396）

■本市の人口と高齢化率の将来推計



■総合計画の体系



パブリック・コメントを実施します

◆意見募集期間

9月1日（土）～9月30日（日）

◆閲覧場所

次世代創生課、情報公開コーナー、図書館、市ホームページ、フェイスブック、各地区コミュニティセンター

◆意見の提出方法

任意の様式で持参、郵送、ファックスまたはEメールで次世代創生課へ提出。住所、氏名（または団体名）、連絡先を明記してください。※意見内容を確認する場合に限り個人情報を利用します。

◆意見の提出先

〒677-8511 西脇市郷瀬町 605
次世代創生課あて
☎22-3111 / ☎22-1014
✉sousei@city.nishiwaki.lg.jp

◆その他

- ・電話や来庁による口頭での意見はお受けできません。
- ・提出意見に対する個別の回答はしません。
- ・意見の反映結果など市の考え方は、提出意見とともに、後日ホームページで公開します。

◆問合せ

次世代創生課（市役所内線396）